

開発行為許可通知書

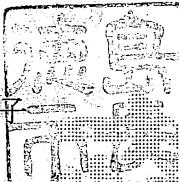
※許可通知欄

都市計画法第29条第1項の規定により、次のとおり開発行為を許可します。

許可番号 徳市開第076号

許可年月日 令和4年2月8日

徳島市長 内藤佐和平



開 発 行 為 の 概 要	1 申請者の住所及び氏名	香川県高松市寺井町1024番地2 株式会社ファミリーホーム 代表取締役 喜久山 知哉	
	2 開発区域に含まれる地域の名称	徳島市国府町日開字北522番18及び522番43	
	3 開 發 区 域 の 面 積	2,588.80	平方メートル
	4 予 定 建 築 物 等 の 用 途	専用住宅(宅地分譲)	
	5 工事施行者の住所及び氏名	直営	
	6 工事着手予定年月日	許可日より	
	7 工事完了予定年月日	許可日より90日後	
	8 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの	
	9 法第34条の該当号及び該当する理由	法第34条第14号 大規模既存集落内における住宅	
	10 そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 許 可 条 件	別添のとおり		

※ 許可条件

別添のとおり

許 可 に 付 す る 条 件

(防災措置)

- 1 工事施工中は危険、火災、自然災害による被害の防止のため適切な措置を講ずることとし、特に次の点を遵守すること。
 - (1) 工事施工中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め工事関係者に周知徹底すること。
 - (2) 天候その他により災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制を定め防災に努めるとともに、大雨時期には工事中止等の措置も考慮すること。
 - (3) 工事施工中は、交通上又は危険防止のため必要な標識（工事標識、バリケード、警戒燈等）を設置すること。

(公共施設の機能保全)

- 2 従前からある公共施設の廃止、付替等の工事施工に当たっては、仮工事、部分施工等の手段により、交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないよう配慮し施工すること。

(工事廃止に伴う措置)

- 3 この開発行為を中止し、又は廃止する場合は、工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復する措置を行い、関係公共施設管理者の承認を得ること。
また、土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、排水、利水上の支障を來し、又は土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講じ市長の承認を得ること。

(報告等)

- 4 工事施工中、当初設計の予想と著しく相違した土質、地盤に遭遇した場合は、その状況を遅滞なく報告すること。
- 5 開発行為に起因する災害により他に損害を与えた場合は、開発者の責任において解決すること。
- 6 地元関係者との間における当該開発に係る契約書等については、これを遵守すること。

(特記条件)

- 7 擁壁等の構造物の施工に当たっては、必要に応じ土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検討し施工するものとし、その結果を報告すること。
- 8 工事施工に当たっては、構造物の構造及び寸法が設計図書に適合していることを確認できる施工状況の写真（撮影年月日及びその他必要な事項を記入），資料等を整備し、小規模な構造物（高さ1m未満の擁壁、内法幅1m未満の床版、内法高さ1m未満かつ内法幅1m未満の水路等）を除き、工事完了届出時に提出すること。
- 9 新設される公共施設及び宅地分譲については、各管理者の指示文書（施工時の留意点等）を参考にし、施工状況の写真を工事完了時に提出すること。
- 10 徳島市都市計画法施行条例第4条の規定により、開発区域内の土地における建築物の敷地面積は、165m²以上とすること。

教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。不作為についての審査請求は、徳島県開発審査会に代えて、徳島県知事に対してすることもできます。

また、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、審査請求をすることはできません。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島市を被告として（徳島市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

